

## 措置状況報告書

監査の名称：平成28年度 定期監査

部 局 名：市民部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>[市民協働推進課]</b></p> <p><b>(1) 公有財産の管理事務について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産貸付台帳が整備されていないもの</li> </ul> <p>大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、自動販売機設置に係る貸付について、公有財産貸付台帳が整備されていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[市民課]</b></p> <p><b>(1) 公有財産の管理事務について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産使用料の徴収が適正でないもの</li> </ul> <p>大分市行政財産使用料条例の規定では、使用料の額は、普通財産の貸付料の額の算定方法により算出した額とされ、具体的な算定方法は、大分市普通財産貸付基準において、路線価の無い地域の土地の場合、固定資産税評価額（仮評価）に基づくものと定められている。</p> <p>しかしながら、葬斎場内の売店及び喫茶店に係る行政財産使用許可において、対象外の土地に係る固定資産税評価額（仮評価）を算入し、誤った行政財産使用料を徴収していた。</p> <p>今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(1) 台帳が整備されていないものについて是正いたしました。今後は、規則に従い適正な事務処理をいたします。</p> <p>(1) 指摘のとおり、対象外の土地に係る固定資産税評価額（仮評価）を算入していたため、計算式を改め還付を行いました。今後は、条例に従い適切な事務処理を行います。</p>	

**[国保年金課]**

**(1) 国民健康保険税の賦課徴収事務について**

・領収証書の首標金額を訂正しているもの  
大分市財務規則の規定では、証拠書類の金銭及び物件の首標数字は訂正することはできないとされている。

しかしながら、国民健康保険税の領収証書において、首標金額を訂正しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

**[坂ノ市支所]**

**(1) 備品等の管理事務について**

・備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課の長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときは、関係帳簿を整理しなければならないとされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

**[明野出張所]**

**(1) 証明、交付等手数料の徴収事務について**

・収納した現金を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した証明、交付等手数料の一部を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(1) 当該領収証書については、収納嘱託員による訪問徴収の際に、納入者あてに交付する取扱いを行っているものです。

ご指摘のあった首標金額の訂正処理を行っていた領収証書については、納入者宅へ訪問し交付した領収証書を正しいものへ差し替えました。

今後このようなことがないように、収納嘱託員の研修・指導の強化を行い、チェックについても収納班、管理班の二重体制で行います。

(1) 指摘を受けた備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしました。今後は、規則に従い備品の適切な管理をいたします。

(1) 収入事務処理体制の見直しを行い、チェック体制の強化をしました。今後は規則に従い適正な事務処理に努めます。